

第二十回国会 労働委員会 議録 第一号

昭和二十九年十二月一日(水曜日)

午後二時十二分開議

出席委員

委員長 長赤松 勇君

理事 大橋 武夫君 理事 持永 義夫君

理事 多賀谷 眞裕君 理事 日野 吉夫君

池田 清君 田中伊三次君

稲葉 修君 黒澤 幸一君

島上善五郎君 大西 正道君

矢尾喜三郎君 中原 健次君

委員外の出席者 石黒 拓爾君

労働事務官(労働局労働法規課長) 専門員 浜口金一郎君

十一月二十九日

委員 橋本次郎君及び柳田秀一君 辞任につき、その補欠として黒澤幸一君及び島上善五郎君が議長の指名で委員に選任された。

十二月一日

委員 木村文男君、佐藤芳男君、島村一郎君、中村梅吉君、並木芳雄君、早稲田柳右エ門君、春日一幸君、辻文雄君、中村高一君及び岡田春夫君 辞任につき、その補欠として川崎秀二君、山本勝市君、河野一郎君、稲葉修君、河本敏夫君、山村新治郎君、矢尾喜三郎君、大西正道君、井堀繁雄君及び中原健次君が議長の指名で委員に選任された。

十一月三十日

最低賃金法案(井堀繁雄君外六十三名提出、第十九回国会衆法第一六号)

最低賃金保障金融公庫法案(井堀繁雄君外六十三名提出、第十九回国会衆法第一七号)

最低賃金法案(和田博雄君外四名提出、第十九回国会衆法第一八号)

最低賃金保障金融公庫法案(和田博雄君外四名提出、第十九回国会衆法第一九号)

十二月一日

労働組合法の一部を改正する法律案(大橋武夫君外四名提出、衆法第一号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

国政調査承認要求に関する件

小委員及び小委員長の選任

連合審査会開会要求に関する件

労働組合法の一部を改正する法律案(大橋武夫君外四名提出、衆法第一号)

労働関係に関する件

○赤松委員長 これより会議を開きます。

まず国政調査承認要求の件についてお諮りいたします。委員会の国政調査につきましても、衆議院規則第九十四条により、あらかじめ議長の承認を要することになっております。つきましては、当委員会におきましては、次のごとく国政調査の承認要求をいたしましたと存じます。

まず調査いたす事項といたしましては、一、失業対策に関する事項、二、労使関係に関する事項、三、労働基準

に関する事項といたしまして、調査の目的は、労働行政の適正を期するためとし、調査の方法は、関係各方面より意見聴取及び資料の要求等をいたしまして、また調査の期間は本会期中といたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

○赤松委員長 御異議なければ、さよう決します。

なお諸般の手續につきましてもは委員長に御一任願います。

○赤松委員長 去る十一月二十六日の本委員会において決議せられたる国鉄職員外一公社四現業職員の賃金改訂に関する件につきましても、同日午後五時、私が労働省内公共企業体等中央調停委員会において高木委員長、上山小委員長に面会、決議文を手交、申入れを行いました。高木委員長、上山小委員長は、本委員会の期待に沿うようでき得る限りの努力を払い、善処する旨の回答がありました。右御報告いたします。

なお今後の折衝等につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

○赤松委員長 御異議なしと認め、さよう決します。

○赤松委員長 この際お諮りいたします。公共企業体等の調停に関する決議をいたしたいと存じますが、まずその案文を読み上げます。

決議

アルコール専売職員の賃金改訂問題については、貴委員会より昭和二十九年十一月三十日、アルコール専売職員の昭和二十九年度の賃金改訂に関する調停案が提示されたが、貴委員会は今後さらに積極的なあつせんをとり、事態のすみやかなる解決をはかれんことを要望する。右決議する。

決議

印刷職員の賃金改訂問題については、貴委員会より昭和二十九年十一月三十日「印刷職員の昭和二十九年度の賃金改訂に関する調停案」が提示されたが、貴委員会は今後さらに積極的なあつせんをとり、事態のすみやかなる解決をはかれんことを要望する。右決議する。

以上であります。本委員会の決議とするに御異議ございませんか。

○赤松委員長 御異議なしと認め、さよう決します。

○赤松委員長 御異議なしと認め、さよう決します。

○赤松委員長 次に、労働組合法の一部を改正する法律案(大橋武夫君外四名提出、衆法第一号)を議題として、審査を進めます。まず提案者より提案理由の説明を聴取いたしたいと存じます。大橋武夫君。

労働組合法の一部を改正する法律案

労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二十一項中「各七人、五人又は三人」を「各七人又は五人」に、「公益委員の数が五人又は三人」を「公益委員の数が五人」に改める。

附則

1 この法律の施行の期日は、公布の日から起算して九十日を超えない期間内において、政令で定める。

2 この法律の施行の際現に使用者を代表する委員、労働者を代表する委員及び公益を代表する委員の定数が各三人である地方労働委員会については、その委員の定数は、この法律の施行後新たに委員(補欠の委員を除く)が任命される日の前日までは、なお、従前の例によるものとする。

3 前項の地方労働委員会の委員であつて、当該地方労働委員会の委員の定数のうち労働組合法第十九条第二十一項の改正規定により増加した数を充当するため新たに任命されたものの任期は、同項において準用する同条第十一項本文の規定にかかわらず、任命の日から、その任命の際現に当該地方労働委員会の委員である者の任期満了の日までとする。

○大橋(武)委員 私は衆議院各派を代表いたしました。ただいま議題となりました労働組合法の一部を改正する法律案

律案について、提案の理由を御説明いたします。

本法案は、労働組合法に基く地方労働委員会の委員の定数に関するものでありまして、地方労働委員会の委員の定数は、昭和二十七年の労働組合法の改正により、労、使、公益の各側五名制のうちから十三原が各側三名に減員せられたのでありますが、昭和二十八年、十一原が復元せられ、現在島根、鳥取、山梨の三原が各側三名のままに放置せられておるのであります。

ところが、委員会の使命といたします争議の円満な早期解決、労使関係の安定により産業の発達を促進させますためには、委員数三名では、調整事業の幅狭する今日、著しく処理の円滑を欠き、事態の解決を遅延せしめる結果となり、労使双方に多大の不便を与えつつあるの实情にあります。そこで地方労働委員会については、その機能を十分に發揮させるため、使用者を代表する委員、労働者を代表する委員及び公益を代表する委員の数を最小限度五名とする必要が有ります。これがこの法律案を提出した理由であります。

○多賀谷委員 私はこの際動議を提出いたします。ただいま議題となつております労働組合法の一部を改正する法律案は、その必要性もきわめて明白であり、条文もきわめて簡単でありますので、この際質疑、討論を省略して、ただちに採決されんことを望みます。

○赤松委員長 御異議なしと認め、ただちに本案につき採決いたします。

本案を原案の通り可決すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

「議員起立」  
○赤松委員長 起立議員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なお、本案に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」  
○赤松委員長 御異議なしと認め、さよう決します。

○赤松委員長 この際お諮りいたします。年末闘争の鉄道公安官介入問題につきましては、鉄道公安官に関する法律案は、第八回国会において、法務委員会において起草提出になつておりますので、本問題を法務委員会と連合審査を行いたいと存じますが、法務委員会がいまだ国政調査をとつておりませんので、これができましたならば申入れを行いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」  
○赤松委員長 御異議なければさよう決します。

○赤松委員長 次に、小委員会の設置についてお諮りいたします。港湾労働に関する件及び失業対策に関する件を調査するため、港湾労働に関する小委員会及び失業対策小委員会を設置したいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」  
○赤松委員長 御異議なしと認め、さよう決します。

なお小委員の数はそれぞれ六名とし、小委員長及び小委員の選任につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」  
○赤松委員長 御異議なしと認め、さよう決します。

本日はこれにて散会いたします。  
午後二時二十一分散会

〔参照〕

港湾労働に関する小委員

池田 清君 三浦寅之助君

木村 文男君 多賀谷眞裕君

日野 吉夫君 中原 健次君

港湾労働に関する小委員長

三浦寅之助君

失業対策小委員

池田 清君 持永 義夫君

木村 文男君 多賀谷眞裕君

日野 吉夫君 中原 健次君

失業対策小委員長

持永 義夫君

労働組合法の一部を改正する法律案  
(大橋武夫君外四名提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕